

一般社団法人日本スポーツ救護看護学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人日本スポーツ救護看護学会と称し、英文表記を Japan Academy of Sports Rescue Nursing とする。

(目的)

第2条 本会は、スポーツに関する専門的知識、スポーツ活動の現場における救護に関する知識と技術の向上を目指すとともに、多職種、他団体と連携し、スポーツ選手、競技者、関係者、スポーツ愛好家らに対して、スポーツ活動の救護、安全管理、障害予防、健康増進への支援を行うことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 スポーツ救護ナース並びにスポーツ活動における救護の知識、技術の普及、啓発及び促進に関する事業
- 2 各種人材の育成、養成、研修及び指導に関する事業
- 3 検定、資格試験等の企画、立案、運営、実施及び資格認定に関する事業
- 4 各種学術集会、研修会、勉強会、講演会、講習会、セミナー等の企画、立案、運営及び実施に関する事業
- 5 機関紙、会誌、研究文書、教材等の企画、制作、編集、刊行、販売及び輸出入に関する事業
- 6 関係団体、個人等に対する連絡、協力、調整、連携、交流、提言及び支援に関する事業
- 7 その他本会の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 本会は、兵庫県神戸市に主たる事務所を置く。

(公告方法)

第4条 本会の公告は、電子公告により行う。事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

第2章 会員

(会員の種別)

第5条 本会は、次に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した看護師免許を有する者
- (2) 准会員 本会の目的に賛同して入会した医療関係、医療関係学生、スポーツ関係、教職員関係、その他スポーツ救護に強い関心がある者

- (3) 名誉会員 スポーツ救護看護学の発展に関する功績が特に顕著な者で、理事長が推薦し、理事会及び総会で承認された者
- (4) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業を援助するために入会した個人又は法人

(入会)

第 6 条 本会に正会員、准会員及び賛助会員として入会を希望する者は、理事会が別に定めるところにより本会の理事会に申し込み、その承認を受けなければならない。

- 2 名誉会員は、新たに入会の手続きを要しない。

(入会金及び会費)

第 7 条 正会員、准会員及び賛助会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会費等に関する規程に従って、所定の入会金、年会費を納入しなければならない。

- 2 名誉会員は、入会金、年会費の納入は不要とする。
- 3 特別な事由がある場合及び理事会で認められた会員は、年会費の支払いを免除することが出来る。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、未納会費があるときは、それを全て納めなければならない。

(会員資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 解散したとき
- (3) 会費の納入が継続して3年以上されなかったとき
- (4) 除名されたとき
- (5) すべての社員が同意したとき

(除名)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当する場合等、除名すべき正当な事由があるときには、総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて除名することができる。この場合、その会員に対し、あらかじめ通知するとともに、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款、規則又は総会の議決に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他正当な事由があるとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。代議員については、一般社団法人及び一般財団

法人に関する法律（以下「一般法人法」とする。）上の社員としての地位を失う。
ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第3章 代議員

（代議員制）

第12条 本会に代議員を置く。その員数は5名以上30名以内とする。

- 2 前項の代議員をもって、一般法人法上の社員とする。
- 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
- 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 5 代議員の任期は、選任後の最初の定時総会の日から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものにかかる定時総会の終結時までとする。
- 6 代議員の再任については妨げない。
- 7 代議員が、次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、総代議員数の3分の2以上の決議により解任することができる。この場合、総会で決議する前に当該代議員に対して弁明の機会を与えるものとする。
 - (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他代議員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。
- 8 代議員の報酬は無報酬とするが、別に定める旅費規則により費用の弁償をすることができる。

第4章 総会

（構成）

第13条 総会は、全ての社員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

（権限）

第14条 総会は、以下の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 代議員の解任
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬等の額
- (5) 名誉会員の承認
- (6) 事業報告及び収支決算に関する事項

- (7) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (8) 理事会において総会に付議する事項
- (9) 定款の変更
- (10) 解散及び残余財産の処分
- (11) その他法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 か月以内に開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、前項の規定による請求があったときには、4 週間以内に総会を招集しなければならない。
- 4 理事長は、総会の日々の 2 週間前までに、各社員に対して招集通知を発しなければならない。

(総会の議長)

第 17 条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長の中から議長を選出する。

(議決権の数)

第 18 条 代議員は、各 1 個の議決権を有する。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。可否同数の時は、議長の決するところによる。

- 2 総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって議決権を行使し、又は代理人によって議決権を行使することができる。
- 3 前項の規定により表決した社員は、第 1 項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 前項の規定に関わらず、次の議決は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更

- (4) 解散及び合併
- (5) その他法令で定めた事項

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を書面又は電磁的記録をもって作成する。

- 2 議長及び出席した理事の中から選任された議事録署名人 2 名以上が前項の議事録に署名又は記名押印（電子署名を含む）する。
- 3 前項の議事録は、総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

第 5 章 役員等

(役員の数)

第 21 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5 名以上 15 名以内
- (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長、2 名以内を副理事長、若干名を事業担当理事とする。
- 3 第 2 項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。
- 4 第 2 項の副理事長及び事業担当理事をもって一般法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 役員は総会の決議によって選任する。

- 2 理事は、前条の員数に関わらず、その就任数の過半数が代議員（以下、代議員理事）でなければならない。
- 3 理事は、前条の員数に関わらず、その就任数の過半数以下であれば代議員以外から選任することができる。
- 4 理事長、副理事長、事業担当理事は、理事会の決議によって代議員理事の中から選定する。
- 5 監事は代議員の中から選任する。ただし、総会において特に選任理由を説明した場合は、代議員以外から選任することができる。
- 6 監事は、本会又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(役員任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間と同一とする。

4 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

5 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事の職務権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長及び事業担当理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、その業務を分担執行する。

4 理事は、事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して業務の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事の制限)

第26条 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても、同様とする。

(1) 当該理事の配偶者

(2) 当該理事の三親等以内の親族

(3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(4) 当該理事の使用人

(5) 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者

(6) 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(解任)

第27条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第28条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会から受ける財産上の利益は、総会の決議をもって定める。

(責任の一部免除又は限定)

第 29 条 本会は、役員的一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本会は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を、理事会の決議により締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10 万円以上であらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 本会にかかる規則、規程の制定、改廃の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 理事長、副理事長及び事業担当理事の選定及び解職

(理事会の招集)

第 32 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

3 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する

(理事会の議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長の中から議長を選出する。

(理事会の決議)

第 34 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 35 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案につ

いて異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、当該理事会に出席した理事長及び監事が署名又は記名押印しなければならない。ただし、理事長が理事会に出席しなかったときは、その理事会に出席した理事及び監事が記名押印するものとする。

第 7 章 基 金

(基金を引き受ける者の募集)

第 37 条 本会は、総会の決議により、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第 38 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第 39 条 基金は、定時総会が決定したところに従って返還する。

第 8 章 計 算

(事業年度)

第 40 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 41 条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 42 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書 (正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項第3号及び第4号の書類については、定時総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類及び監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び代議員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の分配の禁止）

第43条 本会の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第9章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第45条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第46条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 委員会

（委員会）

第47条 本会の会務執行のため、理事会の決議により、委員会を設置できる。

2 委員会の委員長は、理事会で理事の中から選定する。

3 その他の委員は、委員長が推薦し、理事長が選任する。

4 理事会は、常設の委員会のほか、必要と認めたときは、特別委員会を置くことができる。

5 委員会の任務、構成及び運営等に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第11章 事務局

（設置等）

第48条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長及び重要な職員は、理事会の決議を経て、理事長が任免する。

4 事務局の業務は、理事会の決定により、外部の事業者へ委託することができる。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 附 則

(委任)

第 49 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第 50 条 本会の最初の事業年度は、本会成立の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

(設立時役員)

第 51 条 本会の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりである。

設立時理事	栗秋 良子
設立時理事	中野 真弥
設立時理事	峯山 佳恵
設立時理事	松本 由紀
設立時理事	谷口 久美子
設立時理事	西田 衛
設立時代表理事 (理事長)	栗秋 良子
設立時監事	佐藤 鉄昭

(設立時社員)

第 52 条 本会の設立時社員の氏名は、次のとおりである。

設立時社員	栗秋 良子
設立時社員	中野 真弥
設立時社員	峯山 佳恵
設立時社員	松本 由紀
設立時社員	谷口 久美子

(法令の準拠)

第 53 条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。